

変更届への標準添付書類一覧（地域密着型サービス）

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護（予防）	小規模多機能型居宅介護（予防）	認知症対応型共同生活介護（予防）	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	地域密着型通所介護	居宅介護支援/介護予防支援
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書 ・研修修了証の写し等	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要 【認知症対応型サービス事業代表者の変更のみ】 認知症対応型サービス事業に係る代表者変更の場合、変更後の代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了（または修了予定）していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の種別等	—		—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・左記の変更内容がわかるもの		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
事業所の平面図	・平面図（参考様式3）	・参考様式に限らず、平面図、間取図、設計図等の写しでの提出も可とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要（参考様式3、4）	・複数の事業所が同一建物内に所在する場合、専用区画等が分かるようにすること。	○	○	—	—	—	—	○	—	○	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（参考様式3、4）		—	—	○	○	○	○	—	○	—	—
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。)	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・管理者の経歴（参考様式2） ・（必要に応じて）資格証の写し		—	○	○	○	—	—	—	○	—	○
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員/入居定員及び居室数/入所定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	変更後の運営規程について、変更箇所が分かるよう下線を引くか、変更届出書（変更内容欄）に記載すること。 新旧対照表の添付でも可。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程											
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの		—	—	○	○	○	○	—	○	—	—
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・左記の変更内容がわかるもの		—	—	○	○	—	—	—	○	—	—
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（参考様式7） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	・左記の変更内容がわかるもの		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
その他	・変更する内容の分かる資料等 ・（必要に応じて）資格証の写し ・経歴書（参考様式2）	変更届出書の「変更があった事項」欄に選択肢のない事項の変更に係るものについては、「その他」を選択し、当該内容を変更の内容欄に記載すること。 代表的なものとして、資格職の変更に關するもので、運営規程の変更を伴わない場合等。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（備考）

・参考様式としているものについては、同内容が確認できるものであれば書式は問わない。

・従業者の変更（サービス提供責任者、介護支援専門員を除く）については、変更届出書による届け出の必要はないが、事業所所在自治体により取り扱いが異なるため届出の要否については所在自治体へ確認すること。